

岩手県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により指定した不在者投票ができる病院等の名称について、次のとおり変更があった。

平成25年11月8日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

種 別	施設の名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
身体障害者 支援施設	身体障がい者療護施設四季の郷	障がい者支援施設四季の郷	上閉伊郡大槌町小槌第16 地割18番地 1	平成22年4月1日